

鉱山保安情報<MS編>

(平成27年3月25日号)

○第12次計画では鉱山保安MSの構築・有効化を推進しており、これに関する「ワンポイント情報」を提供しています。鉱山保安MSの一つの柱「マネジメントシステム(PDCAを回す仕組み)」に引き続き、もう一つの柱 MS構築の第1段階「**リスクアセスメント(RA)**」について情報提供します。

鉱山保安MS(うちRA)に関するワンポイント情報！ 【第5回(1)】～リスクアセスメントを はじめてみよう～



リスクアセスメントの重要なポイントの第一は、作業や作業場所に潜在する「**保安を害する要因(危険有害要因)**」を十分に特定することです。

※危険有害要因(「ハザード」ともいう。)によって生ずるおそれのある危害や鉱害のことを「リスク」といいます。

Q1:RAを実施する際のメンバーは？

A1:保安管理者をはじめ、**作業内容を詳しく把握している
鉱山労働者(作業監督者等)**に参画してもらいましょう！



Q2:RA実施の時期は？

A2:法令で定めた施業案変更のとき以外にも、**操業条件、機械設備、鉱山労働者の入れ替わり等、事業環境変化に応じて**実施しましょう。『保安計画立案にあわせて、○月に実施』のように、定期的な実施が望まれます。

Q3:RAを行う具体的な対象は？

A3:例として①過去に**事故のあった設備**を使用する作業(他鉱山の事例も)

②**ヒヤリハット事例**のあった作業

③**鉱山労働者が日常不安を感じている作業**

④**操作が複雑な機械設備等の操作**

など「合理的に予見できるもの」を対象とします。

また、**非常作業**(例えば機械設備等の保守点検作業や補修作業等)も対象とすることが望まれます。



詳しくは

「鉱山保安マネジメントシステム」の構築と有効性向上に向けた手引書

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/mine/files/tebikisyo.pdf

p.30～41 第3章 1. リスクアセスメント等に関するガイドライン **第3条～第8条**